

第6回伊賀市人権政策審議会 議事概要

【開催日時】2017（平成29）年8月28日（月）午後2時～

【開催場所】大山田農村環境改善センター2階 大会議室

【出席委員】13人

今井和子委員、山本芙佐子委員、中原慧敏委員、藤田幸一委員、三ツ森義久委員、  
八尾光祐委員、川極ミサ子委員、松村哲夫委員、小西克明委員、岡村順子委員、  
中井忠男委員、谷川雅彦会長、稲垣満佐代副会長

【欠席委員】3人

山本志賀子委員、槌野策司委員、宮本まゆみ委員、

【伊賀市出席者】

上島課長、東構副参事、辻主任（事務局・人権政策・男女共同参画課3名）

大橋部長、田中調整監、他人権施策推進会議（庁内会議）委員5名

【傍聴者】0人

【会議進行・記録】人権政策・男女共同参画課

【議事進行】谷川会長（伊賀市人権政策審議会）

(事務局)

定刻になりましたので、ただいまから、第6回伊賀市人権政策審議会を開催させていただきます。

皆様にはお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本審議会につきましては、伊賀市情報公開条例第23条の規定によりまして、公開とさせていただきます。また、公開の方法につきましては、審議会等の会議の公開に関する要綱第8条の規定によりまして、審議会の会議録作成が定められています。録音をさせていただきますことと、本日の会議の記録作成にあたり、委員の名前は公表せず発言内容を公開させることにつきまして、ご了承のほどよろしくお願いいたします。また、発言に際しましてはマイクをご利用していただきますようによろしくお願いいたします。

なお、伊賀市人権政策審議会条例第6条第2項の規定によりまして、過半数の委員の出席が必要となっております。本日は16名中、13名の方のご参加を聞いています。1名、宮本まゆみさんにつきましては、少し遅れるとの連絡がございました。

欠席者につきましては、伊賀市障害者福祉連盟の山本さん、伊賀市人権擁護委員協議会の槌野さんが欠席と連絡を受けております。

それでは、はじめに、市行政を代表いたしまして、人権生活環境部長の大橋がご挨拶させていただきます。

(大橋部長あいさつ)

(大橋部長)

改めまして皆さんこんにちは。本年度に入りまして、第3次人権施策総合計画策定のためにご審議をずっとしてきていただきました。

いよいよ、中間案という形で今日はご審議をいただくわけです。これが終わりましたら、パブリックコメントを取らせていただき、それぞれ議会への説明・報告等々もございまして、今後、さらに審議を重ねていただきますとともに、また、審議会委員にもさらに中間案以降についても順次、精査をいただいて、より中身の濃い、実態に即した実効性の高い計画にしていきたいと思っていますので、どうか、よろしく願いしたいと思います。

(事務局)

それでは、伊賀市人権政策審議会条例第6条第1項の規定によりまして、会長が議長となると規定しております。ここからは、谷川会長よろしく願いいたします。

(谷川会長あいさつ)

(谷川会長)

皆さんこんにちは。本日は大変お忙しいところ審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。日ごろから人権の啓発や、さまざまな差別撤廃に向けてご理解とご協力を賜りま

して重ねてお礼を申し上げます。

本日は、各委員の皆様にご議論やご意見をいただきありがとうございました、第3次伊賀市人権施策総合計画につきまして、いよいよ中間案として取りまとめを行う段階になっております。事前に事務局から郵送で、前回までの審議会でもいただいたご意見等を盛り込んで、中間案としてご送付いただいたという前提で、事項書にある議事を中心に進めてまいりますので、委員の皆様におかれましては、お忙しいところ申し訳ありませんが、限られた時間の中での議事進行について、ご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、事項書によりまして、議事を進めたいと思います。

事項書議事（1）の「第2章 人権に関する市民意識の現状と課題」の中の、当事者（関係団体）の意見、聞き取り分について、事務局より説明をお願いします。

なお、ご意見、ご質問につきましては、各説明の後、一括してお受けいたしますので、よろしくお願いいたします。

（事務局）

失礼します。まず、委員の皆様にお伝えしなければならない事項から始めさせていただきます。本日の審議会の皆様からいただきましたご意見につきまして、第3次計画の修正についてですが、修正は、最終答申のタイミング、11月9日の審議会になります。つまり、事前に郵送させていただいた、今日ご持参いただいた資料が、中間案として、市議会全員協議会やパブリックコメントの資料として出させてもらおうかと思っています。

事務手続きのスケジュール上、そうなってしまい、申し訳ございません。ご了解いただきたいと思います、よろしくお願いいたします。

（谷川会長）

今、事務局よりご説明がありました内容についてですが、皆さんに郵送させていただいた書類が中間案という形で、議会の先生方、また、市民の皆さんに対するパブリックコメントという形で出されることとなります。ですから、皆さんのお手元にある案についてご意見をいただく。そして、今日ここで皆さんにご意見をいただく。この2つが反映されたものが11月9日、最終の審議会に提出をされてくる。そして、その最終案を皆さんのご意見をいただいて、完成をさせていく段取りになることをまずご了承いただきたいということです。

異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようなので、そのように進めていくことを確認しまして、事務局より、本日の事項についての説明をお願いしたいと思います。

（事務局）

ありがとうございます。議事の（1）「第2章 人権に関する市民意識の現状と課題」当事

者（関係団体）の声・意見についてです。前回審議会までに取扱注意としまして資料を郵送させていただきました、そこから計画書掲載用にまとめた内容につきまして、レジメという形でお示ししました。それと、前回7月21日の第5回審議会以降に、聞き取りに行った分につきましても、皆様に、取扱注意で送らせていただきました内容を踏まえて、第2章にまとめさせていただきました。見ていただいているかと思うのですが、郵送させていただきました部分ですけれども、特に前回の審議会では見ていただけていない部分が資料50ページのハンセン病回復者の方の声・意見という形で載せた分、それから52ページの原爆被害者の方の声をまとめてあります。（1）第2章に関しましては以上です。

それから、このまとめ方ですけれども、第2章・第2項で、当事者の声という形で1つ項目を作って書いてはどうかというご意見もありましたが、文章の広がり等々もありましたので、意識調査の項目ごとに当事者の声・意見という形で掲載させてもらいました。そちらもよろしく願いいたします。

以上です。

（谷川会長）

ありがとうございます。特に当事者や、当事者団体、支援者の方から計画改訂にあたってご意見を聞こうと作業を行ってきまして、その声をできる限り計画に反映しようということで、50ページと52ページです。前回議論をしていない部分ですけれども、加筆がございました。

この点についていかがでしょうか。ご意見ございましたら。

私から1点だけ。当事者や支援者の方々からいただいている意見ですけれども、言葉をそのまま転載してしまいますと、どうしても当事者の方、聞き取りの対象者が伝えようとしたことが十分に伝わらない部分があると思うのです。

特に、ハンセン病問題については、支援者の方が新聞記事等を活用して伝えなかったことなどが漏れ落ちるといようなことがあるので。そういったことをできるだけ、読み手というか、計画を実行していく市職員の方々、また議会の先生方や市民の方がお読みになられて、理解しやすいように少し丁寧に解説をしていただけたらと思っています。その点、11月9日の案を作る時に配慮をいただけるようお願いしたいと思います。

その他、いかがでしょうか。

（委員）

ちょっと聞かせてください。原発被害者とかハンセン病回復者についてはどんな聞き取りでしたか。

（事務局）

ハンセン病回復者につきましては、三重テレビで取材、支援されている方に聞かせていただきました。原発事故につきましては、旧青山町に住まわれており、今は、三重県に住んでおりませんが、原発事故の避難者の方。それと広島での原子爆弾被爆者（伊賀市在住の方、支援者

の方) です。趣旨を説明する中で聞き取らせていただきました。

(委員)

伊賀市に住んでないのにという感覚が自分の中でありましたから、聞かせてもらいました。ありがとう。

(谷川会長)

ありがとうございました。特にございませんようでしたら、2章の部分についてはとりあえず今日の議論はこれで終了したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

それでは引き続きまして、議事(2)の「第3章 人権施策の展開方向」についてです。こちらは、前回の審議会におきまして、第3次計画のポイントについてと、4つの施策分野についての文章部分について、主にご議論をいただき、具体的な取組みの施策・事業内容の表の部分については、省略した資料に基づきご意見を伺いました。前回、当日配布していただいたレジュメに3次計画のポイントが箇条書きされており、理解しやすかったのですが、肝心の計画部分にどのように書かれているのかが、事務局で記載できていなかったのもので、改めて、事務局から、内容についてご説明をお願いしたいと思っております。

(事務局)

失礼します。本日「8月28日 中間案 審議会用 レジュメ」と書いてある資料をお配りしています。第3次計画改訂のポイントとして、箇条書きで書かせていただいている順番に、ご説明させていただこうと思っておりますので、参考にしながらよろしくお願いいたします。

まず、57ページです。ここに第3次計画の施策の体系を掲載しています。18ページが、第2次計画の体系が載っています。比べると、変更したところがわかってくるかと思っておりますが、後ほど、すべて変わっている部分をご説明させていただきます。今回から「～多様性を認め合い人と人とのつながりを大切に共生社会～」というサブタイトルを入れさせていただきました。基本理念を実現していく指標として考えましたので、よろしくお願いいたします。

続きまして、施策分野1、58ページからです。ここの人権意識の高揚のための施策につきましては、ほぼ、第2次計画を踏襲しています。教育・啓発も大切な取組かと思っておりますので、滞りなく、粘り強く進めてまいりたいと思っております。

続きまして、2つ目の人権課題ごとに差別ガイドラインを作成・情報収集です。これは、施策分野2 人権擁護と救済の施策という71ページから部分で(2)人権相談や人権侵害報告から人権課題別の差別ガイドラインの作成ということで書かせていただきました。

第2次総合計画の最終年度に、3つの差別解消に関する法律が施行されましたけども、人権課題ごとに、行為や態度、どういった部分が差別に該当するのか、ということに関しましては、まだ社会意識の中で明確になっていない。一人ひとりが、自分のものとなっていない。

また、翻って伊賀市ではまだまだどのようなことが解消すべき差別なのか。撤廃条例はあるのですが、何が解消すべき・なくすべき差別なのかを、明らかにしていくことが大事かと思っておりますので、それに取組むということで、人権相談や人権侵害報告等の中から、それに対応した

部分・支援していった事例を積み上げてく中で、差別であると判断できる、差別ガイドラインの作成に向けた取組みに着手していきたいと思います。それぞれの差別の中で、伊賀市内で事例がない場合も想定されますけども、当事者の声、意見、公表されている国や地方自治体の取組みの情報、あるいは、裁判などから出される判例等から、ガイドラインの作成に取り組んでいきたいと思います。

それから、人権相談・救済支援体制の構築です。第2次計画では、人権相談と救済・保護支援については、項目分けして記載していましたが、第3次計画では、相談から救済・保護って伊賀市条例がめざす、あらゆる差別の解消をめざした取組みとしての範囲の中で、その中で救済に向けたシステムの構築を検討していきたいと考えています。そこは、71ページの(3)大きな見出しは、人権相談体制の充実と人権救済・支援体制の構築とさせていただきました。具体的に記載している部分ですけれども、72ページの真ん中ぐらいからです。人権に関する相談は、相談者の状況により多種多様で、また、救済・保護を必要とする人の状況もさまざまです。複雑なケースも多く、効果的な人権擁護や救済・保護施策を講じていくためには、ケースに対応した適切な部署や機関に取次ぎを行うことも必要であることから、行政窓口と専門相談機関や保護機関、NPO等との連携・協働体制づくりを進めます。その上で、具体的な人権相談や差別事象の訴えについて、調停や助言が行える「人権専門相談員」の設置を検討し、伊賀市における「人権相談や人権救済・支援体制の構築」を進めます。

また、差別ガイドラインの作成や、人権相談や人権救済・支援体制の構築の際に、市単独では実現に向けての人材やノウハウが不足する場合も想定されます。人権課題別に、庁内各担当課と連携し、国や県担当者に対して差別解消・人権救済支援に必要な要望や働きかけを行います、という部分と、75ページ、具体的な取組み施策項目の9番目の事業として、②に、市独自ですけれども人権相談・人権救済体制の構築ということで、身近な地域で発生する差別について、相談・対応を行う「地域相談員」や、各地域で解決困難な相談に対応する「人権相談専門員（差別課題ごとの当事者性の理解があり、専門性を有する相談員）」の設置を検討します。また、庁内各課で掌握している各種相談員が上記相談員と連携したケース会議、解決事例の共有を行い、迅速・適切な対応を図るといった、人権相談や救済・支援体制の構築の検討を進めていきたいと思います。

それから、市役所担当者と被差別当事者（関係団体）との懇談会の開催ということ。これは、施策分野3（1）多様な主体との協働の推進という項目がございますので、その76ページ一番下の⑧にあらゆる被差別当事者との連携・支援ということで、人権問題の解決に向け、伊賀市と被差別当事者（団体）との懇談会を毎年開催し、市に意見や要望を述べる機会を保障します。市は当事者の声を直接聞き、当事者は意見や要望を伝える機会となり、迅速で適切な対応が実現可能となるほか、職員の人権意識を高める機会ともなり、懇談会として実施していきたいと考えて計画に盛り込ませていただきました。

次に、79ページです。（3）社会参画の機会の確保と誰もが幸せに暮らし続けるためへの支援とし、前半の社会参画の支援はそのままに、後半の部分ですけど、第2次計画では「健康で自立した生活への支援」としていた箇所を、伊賀市地域福祉計画との整合性から、このような形にタイトルを変えました。

施策分野1から施策分野3までについては、その他の部分は、基本的に第2次計画を踏襲したのとなっております。

引き続きまして、施策分野4についてです。ここからは、各人権課題別にそれぞれの課題の解決に向けて、第2次計画を踏襲して記載しています。第2次計画で、「さまざまな人権課題」の中に記載していましたが「性的マイノリティ」の部分ですけれども、第3次計画では、(7)番目に性的少数者(セクシャルマイノリティ)として記載させていただきました。ページ数で言いますと、107ページに書かせていただいています。それから、第2次計画で、(7)の患者等(患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、難病患者等)と(8)で犯罪被害者等となっていた項目の部分ですけど、それを第3次計画では、(9)番目の「さまざまな人権課題」の中の項目として記載しました。111ページから、「さまざまな人権課題」について書いているのですが、ここの下にまず患者等、それから、犯罪被害者等が112ページのその下からです。それから、患者等の中にハンセン病元患者という項目があったのですが、それはもう、114ページの真ん中からハンセン病回復者という形で記載しています。それから、115ページ、原子力発電所事故による避難者という形で項目を起こして、記載しました。この辺りが第2次計画と変わっている部分です。それから、同和問題、障がい者、外国人につきましては、昨年成立した法律を中心に、文章を改訂しています。また、第3章の全体をとおして、具体的な取組みとして、この各施策項目、事業ごとの事業概要の部分につきましても、更新すべき箇所は更新をしています。

女性の人権についての部分ですけども、94ページから記載は始まるのですが、ここでの第3次計画における特筆すべきは、働き方改革という形で、市もトップから取組んでいこうということで、下から7行目の真ん中、基本項目の3のワーク・ライフ・バランスでは、というところです。ワーク・ライフ・バランスでは、家庭・地域・職場、それぞれの場面で生活のバランスを保ち、だれもがいきいきと暮らせるよう、ワーク・ライフ・バランスの考えを周知するとともに、その場面に応じた支援、女性と男性が協力できる環境づくりを進めます。また市では、2016(平成28年)7月に「ハタラキカタ応援宣言」を行っておりまして、「男女を問わずに育児や介護などに積極的に関わられるよう、働き方そのものを改革して業務の効率化を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る」というハタラキカタ応援の取組みを促進します、ということ。こういったことで、女性の人権も新しく、男女共同参画の推進について改訂しています。以上です。

(谷川会長)

ありがとうございました。委員の皆さん、ご意見いかがでしょうか。

(委員)

すいません。施策分野1 人権意識の高揚のための施策の具体的な取組みの①です。例えば、啓発図書、教材の整備って事業として挙げて、事業概要を書いているけれども、最近、この啓発教材を買う予算が隣保館の中になくなってきている現状がある。ここに挙げてくれる事業として推進していくのであれば、啓発図書が買えたり、昔、私どもの館でも、人権同

和教育ビデオの教材が、いっぱいあったりしたけども、最近、DVD化されて古いビデオが使えなくなってきたという現状もあって、新しくDVDにしようと思っても、予算が伴わないということで、全然進んでない現状あります。そういった事情も含めて、事業内容を進めていただきたいって思っています。

(事務局)

すいません。予算が厳しい状況の中で、各館それぞれに、ご迷惑をかけているところです。必要に応じて各館からの意見を聴取しながら、人権政策・男女共同参画課としてまとめて買える形もできると思いますので。とりあえず、事業概要につきましては、このままで入れていただいて。縮小ではありますけども、整備していくとご理解していただければありがたいと思います。

(谷川会長)

その他、いかがでしょうか。

(委員)

よろしいですか。第2章、あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発っていう部分の3番。家庭・地域社会における人権教育の推進、61ページの部分です。結構、第2次計画を推進する中で聞いて行くと、皆さん、またかって部分は多いと思うのです。PTAの中でも、会議に行ったらそういう話があるって聞くのが多々あります。

そのへん、挙げていただいているのですが、進め方とか内容に関してやっぱり十分精査した上で進めて行っていただかないことには、数だけを追ってしまう啓発になると思いますので、十分考えた進め方を希望したいと思います。

(事務局)

61ページの④番のことを中心に言っていただいたのでしょうか。

(委員)

はい。PTA研修までの部分です。

(事務局)

進め方の問題になるかと思いますが、事務局サイドで学校教育等に関わることについて、教育委員会とも十分協議しながら、市民の皆さん方、PTAの皆さん方にわかっただけのような啓発集会の検討をさせていただいて実施するように取組ませていただきます。

(委員)

今、発言していただいたことに返して申し訳ない。PTAの参加している中で、またかって意見があるのは、ちょっと理解できない。



例えば、今まで学校を通じて同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に関わって講師先生が来たり集会をしたりする時、同和問題イコール人権、人権イコール同和問題みたいな形で考えて、内容・中身を聞かずに「部落のこと、参加しなくていい。（以前聴いたことがある）」って言って参加しないということがある。内容・中身は障がい者問題のことであつたり、子どもものいじめの問題だったりして、後から聞いたら「行ったらよかった」ってケースを多々聞いている。けど、そんな中で頭から、人権って言葉が来たら、イコール同和問題みたいな感じで受け止めている保護者の方々もいらっしゃる。そういうことについて、教育・啓発の今までの方法が、しっかり入り込んでいなかったと感ずます。そんなところを踏まえ、今後の教育・啓発に活かしていただけたらいいと思ひますし、活かす方法が、みんなで討議しながら取組んでいったらいいと思ひう。

(委員)

おっしゃるとおりです。

(事務局)

ありがとうございます。

(谷川会長)

いかがですか、質問、その他。

(委員)

続けてよろしいですか。71 ページ、ガイドラインの作成に関して。第2次計画ではなかつた部分、ここはすごく評価したいと思ひます。今まで、差別あるけど、何が、どういふ行動が差別って市民にも目に見える部分がないので恣意的な部分が大きかつたと思ひます。それをはっきりとガイドラインを設け、こつういふ行動、言動が差別ですって見える化を進めていくことは、すごくいいことじゃないかと思ひますので、良いものをぜひ作っていただきたいと思ひます。

(委員)

先生、よろしいですか。さっきちょっと説明してくれましたが。私自身理解できていませんので、「どこまで」といふことがあるのですが。行政窓口と専門相談機関といふことで、さっき言われました、第2次で出して、第3次で挙げていって、行政窓口が専門の相談機関ができていく背景で過去をずっと見てきたら、こつういふことを行政交渉の中で持ち出して来た事実があつて、その中でなかなか一歩踏み出せなかつた伊賀市行政。それが同和問題についてだけでなく、あらゆる差別の分野って方向性でしたが、なかなか実現していなかつた。

何十年かけて取組んできて第3次計画で挙げていく中、議論しなければいけないと思ひますが、中身についてやっていけるのかどうか。以前と一緒のようにならないか、ちょっと不信感抱いています。こつういふことについては、どうですか。

(事務局)

例えば、配置していくならば、人件費等々も必要になってくるかと思えます。そこには予算的な部分も出てきます。また、人権全体となると、かなり大きな人権のスケジュール、あらゆる分野に精通していかなければならない部分も含めて、この6年間でとりあえず、第4次計画の策定がされるならば、そこに向けて検討して行くところと考えています。また、委員の皆様方のお知恵も拝借しながら検討して行きたいと思っています。よろしく願いいたします。理想としては、人権相談委員みたいな形の中で設置できるかと思っています。

事実、三重県議会におきましては、障がい者差別の解消条例について検討会議が発足されました。その条例の中で、相談員を育てるというか、あるいは設置検討も視野に入れて議論しています。そういうところも連携しながら進めていきたいと思っています。

(委員)

言葉を返して申し訳ない。ここでこうして第3次計画盛り込まれていく中、ややもしたら、例えば、人権生活部長が出て来てくれているけど、これ、トップがうんって言わないと、なかなか部分あります。そういったことについても交渉して、設けていかななくてはいけないという、私らの個人的な想いもあります。そこについては、トップがうんって言ってくれないと。

さっき課長が言われたように、予算も人材も切られる一方でなかなか配置されない。けれど、目的は遂げていこうという部分があります。やっぱり、解決するには、言葉が適切かわからないけど「銭と人」が欲しい。ぶっちゃけた話、銭も人も付かないのでは、解決しようって意識がないってこと。だから、そうならないようにやっていただけたら非常にありがたい。

(事務局)

その点につきまして、行政側としまして、先ほど事件・事象からの差別ガイドライン。今、言っていただきましたけども、やっぱり、それを具体的に文章化なり関係機関や当事者・関係団体とリンクして行って、その中で事実としてこういう事象がまだまだ市民の皆さんにあると示していくことが第一歩と思っています。そのガイドラインの作成を中心としながら、専門的な相談員の必要性を行政として、ちゃんと確立していきたいと思っています。また、いろいろなご意見を頂戴したいと思います。

(委員)

お願いします。

(谷川会長)

その他、いかがでしょうか。

(委員)

73 ページの5の①に、地域人権相談ネットワークの組織化って挙げてあります。2次計画で入っていたかどうか分からないですけども、現実的にどんなネットワークの組織化を図って行

くってことが考えてないかどうかわかりませんが、事務局でこう組織化していきたいということがあれば教えてください。

(事務局)

第2次計画にも入っていました。まず、各課で人権に関わるという、例えば、障がい者なら、障がい者の相談する相談員とか、また女性相談とか、担当課ごとに配置されておりますので、その相談員の横糸を図りながら、いろんな相談事についての事象の共有化、やりにくさや解決事例を共有するなど。これは、さらに支援につながるのではないかっていうことも含めて、そこでも検討し、相談員のスキル向上をめざして行きたいと思っています。

(委員)

この3次計画の中で、地域の組織化を図っていくことは、考えているのか。今、まだできていないでしょうに。

(事務局)

まだ、できていません。しかし第3次計画に取り組んでいる、その積み重ねの中で、取り組んでいこうかと考えています。

(谷川会長)

いかがですか。まだ発言されてない方もいらっしゃるの、もし、よろしければ。ご発言ない方で、ございましたら。よろしいですか。

(委員)

76ページ。教育推進の⑦番です。国民的課題としての部落解放をめざす団体との連携及び支援を行います。と、事業概要として書かれています。これ、どういう支援をどのように行うとかそのへん、具体的な部分はまだ明らかには考えられてないのですか。先ほど言われたように、金とか人の支援ですか。

(事務局)

支援ですので、金銭的なことも含めて支援させていただきます。部落解放同盟や他の団体と、共にこれは差別であるかどうかも含めて、教育も含めて差別をなくしていく取組として、伊賀市としては、人権問題に協働して取組んでいくパートナーという存在でもありますので、支援していく形になります。

(谷川会長)

それでよろしいですか。

(委員)

はい。

(谷川会長)

事務局から補足ございませんか。いいですか。

私からいくつか申し上げておきたいことがございまして。一つは、71 ページの表現。細かい点で申し訳ないですけども。71 ページ(2) 1 行目後段です。3 つの人権課題について差別解消の…。と文章が続くわけですけども、「人権課題について」って表現は要らないのではないかと。3 つの差別解消の推進に関する法律が施行されました。それと、同じ部分で具体的な取組の上の下から 3 行目で「各人権課題の中で」という表現も、「それぞれの差別課題の中で」と、はっきりしたほうがいいのではないかと。というのと、同じ行の、公表されている国・地方自治体の取組みの情報や、という前に、当事者の声。せっかく当事者の声を伺った訳ですし、今後、当事者の皆さんとの意見交換の場も作っていこうということですから。最初から読むと、「それぞれの差別課題の中で、伊賀市内で事例が無い場合も推測されますが、当事者の声、公表されている国・地方自治体の取組みの情報や、司法判断などを具体的事例として収集し、参考にしながら取組みます。」とすればどうかと思います。

それと 72 ページです。この文章と、先ほど事務局のお話でちょっと抜けている部分が、76 ページ⑧の部分の説明が 72 ページの文章の中にあっただほうがわかりやすいのではないかと。すなわち、75 ページの 9 の②を、72 ページに文章として加えたほうが。人権専門相談員と地域相談員を作っていくことだと思います。そのあたりの説明がここで文章の中で少しわかりにくいかと。ですから、事務局が提案しているのは、市民に身近な差別の相談は、地域相談員に持ち込んでいただいて、原則そこで解決をめざすわけです。そこでなかなかうまく解決に至らない場合、当事者性や専門性を持った専門相談員の力を借りて解決していこうと。その他にも、市役所の中に様々な専門相談窓口があるということで、こういったものを大切に活用していこうということです。

これは、最初の理念のところに入れたほうがいいのかと思うわけで、また相談させていただきたいです。一つは、厚生労働省が中心になって、今、この国の社会保障制度改革に向けて取組みを始められているのです。キーワードが、地域共生社会の実現で「我が事・丸ごと」という考え方。地域で起きる様々な課題解決に地域の協働力を発揮して、行政はそういった取組みをしっかりと応援していこうという考え方で、社会保障に係わる法制度の見直しが 2020 年を一つの目標として進められている。地域の課題を協働で解決しようという時、非常に大事な問題として、差別があったら、協働は実現できないわけです。ですから、地域共生社会の実現、「我が事・丸ごと」の取組みを進めていこうと思えば、どうしても差別をなくしていかないと駄目です。ですから、今、申し上げた国の動きを踏まえて、しっかりと差別をなくしていく。すなわち、これからの地域福祉を推進していくためにも、差別をなくしていかなければならないことを、しっかりとこの計画の中で、考え方として位置づけておく必要がある。同じことで生活困窮者自立支援法が来年、見直しの予定です。生活困窮者の自立支援に取組もうとすれば、差別が邪魔になるのです。「外国人、車いすの障がい者はお断り」と入居拒否があれば自立支援は前に進まない。知的・精神・発達障がいの人々に対する差別があれば、雇用問題は思うよう

にいかない。母子家庭、外国人に対する偏見があれば、自立支援はうまくいかないわけです。こういった施策。これから強力に進められていく福祉施策の中に、しっかりと差別をなくしていく取組みを位置づけておかないと、差別を置いたまま福祉は一步も前に進まないことをこの人権の計画の中からしっかりと発信しておく必要があると思います。

それと、これは、具体的な個別の施策です。一つは、外国人と障がい者と同和問題それぞれ他の人権課題と決定的に違うのは、これらの課題については法律ができたことです。ですから、ヘイトスピーチ解消法を踏まえた、法律の周知とか外国人問題に対する取組みについて、差別をなくすという視点でしっかりと進めていくことが要るのではないかと。同じく、障がい者問題も、障害者差別解消法、障害者雇用促進法の改正いずれも差別の禁止と合理的配慮の提供が求められるようになったこと。同和問題についても同じく、その点は加筆してほしいと思います。それと、法律に基づいて、人権行政としてしなければならないことについても、この3つの法律ができたことで少し各論については押さえておく。同和問題であれば、部落差別解消のための施策を地域の実情を踏まえて進めていくことが必要。こうなってくると、伊賀市としての方針とか計画が必要になってくるわけです。そういったことを専門の審議会があるわけですから、そこと整合性を図りながらしっかりと書き込んでいく必要がある。ですから、大雑把に書いて、詳しくは審議会で審議され、進められていくと思うのです。

障がい者のところでお願いしておきたいのは、津久井やまゆり園の問題が起っています。それも、障害者解消法が施行された年の7月26日に事件が起っているのです。やっぱり、事件で得られた反省とか教訓がしっかりと障がい者差別をなくす施策に反映されていくことが大事ではないかと思えます。

いくつも申し上げて申し訳ないですけど、ハンセン病の問題が挙げられています。やっぱり、三重県や伊賀市が果たしてきた「無らい県運動」については、しっかりと伊賀市がハンセン病に対する差別をなくしていくと言う以上、らい予防法があるとはいえ、県と一緒に徹底的に市民の力を借りて、伊賀市内からハンセン病に罹った人たちを探し出して、療養所という隔離施設に収容して、いまだに伊賀市の方がその施設から戻れない状況があるわけです。そういう状況を作ってきた側として、しっかりと無らい県運動について触れ、そして、差別をなくしていく取組みが書かれないと、当事者からするとその点が不十分になってくるのではないかと。ということ。

それと、アイヌ問題です。アイヌ問題も動きがあります。2020年のオリンピック・パラリンピックに向けて国が新法を検討している。内閣府が実態調査をやっているのです。アイヌの人々に対する意識調査と国民に対する意識調査。こういったデータについても少し取り上げて、触れておく必要があるかと思えます。

ちょっと、私から気になった点など申し上げました。よろしくお願ひしたいと思えます。

その他、いかがでしょうか。

(委員)

87 ページの施策分野4 人権課題の解決に向けての施策の真ん中ぐらい。直近の市民意識調査では、「同和地区出身者にだけ特別な施策をするのは不公平だ」とする、同和対策事業の必

要性を理解できていない回答が未だに4割程度あり、行政の説明責任が問われています。と挙げてくれています。こういうことが起こっているので、具体的な取組みのどこに、こんな考え方の人を正していく取組みが含まれているか疑問に思ったので質問させていただきました。

(谷川会長)

いかがですか。

(事務局)

事実、このような市民の回答があります。2014年度に実施した市民意識調査のものですが、具体的な施策等々を回答させていただきます。また、メール等でお渡しさせていただきます。

(谷川会長)

この同和対策事業の必要性を理解できていないという質問がちょっとよくわかってないのですけど。これは、現在も同和対策事業がある前提ですか。

(事務局)

それは、過去の同和対策事業に対してです。特別な施策を同和地区の方だけに行うのは不適切であるっていうのに「そう思う」って答えた割合がそれだけいます。

(谷川会長)

過去の話ですか。だから、正確には、かつて行われていた同和対策事業は不公平だと思ったという答えが4割程度あったということですか。

(事務局)

そういう部分と、今も人によっては、まだ制度が残っているという誤解もあります。

(谷川会長)

そこ、言葉を正しく使わないと。言いたいことが、かつての施策に対する評価を訊ねているのか、それとも、今もまだ市民の中に特別対策は残っていると考えている人がいることが問題だと言わんとしているのか。どっちの趣旨かによって、今、議論した施策は変わってくると思うのです。ですから、そこは事務局の意見をはっきりしておいたほうがいいと思うのです。後者ですか、前者ですか。

(事務局)

後者です。

(谷川会長)

後者ですね。

(事務局)

現在も、伊賀市は、同和地区出身者向けの奨学金があります。そういうことも含め、前者も含めて後者です。

(谷川会長)

それ、正しく書いておいたほうが、誤解がないと思うので。必要性があるから取組んでいることと、必要性がなくなったので、もうやめていることがある。そこは、行政が曖昧にしてみようことによって、かえって、誤解や曲解が拡がってしまうことがあってはいけないと思うので、正しく書く必要があると思います。

その他、いかがでしょうか。

(委員)

よろしいですか。一つ戻ります、憲法の理念です。基本的人権の尊重とかの部分にも触れていただけたら。その部分さえ皆さんが理解されていると、差別なんて起こらないと思うのです。そのへんも一つ、理念なりを書き加えていただいたらどうかって思いがします。

それと、後1点。こうやって行政も市民の皆さんも一緒に差別をなくそうと頑張ってきているわけです、だから、差別が解消された状態はどういうことか、それをめざして頑張りましょうということもちょっと入れていただくと目標になって良いのじゃないかと思います。

(事務局)

憲法については書いてあります。最後に言っていたどういう状態が差別なくなった状態、そういうのももちろん入れます。伊賀市としてやっぱり展望を持ちながら取組むってことまで。

(委員)

今、差別のことで議論しているわけです。将来的に考えて、また子どものことで質問させてもらうのですけど。

この前も、ここに、インクルーシブにおける教育についても書かれていますけど、要は、どんな子どもたちも共に育ち合うことだと思うのです。お互いの立場を理解したり、いろんな環境に置いている子どもたちみんなが、それぞれの子どもたちを理解したりして、要は、大人がやらせるのではなく、子ども自身が育ち合うことで、次の社会を創って、担っていくことだと思うのです。その点において、差別がない社会にしないといけないと思うのです。未来的に。

となったら、やっぱり今の学校教育とかが大事かと思ひまして、77 ページ、施策項目4番、学校、家庭と地域等との連携で、事業として、子育て支援活動の推進であります。私も子育て支援活動をしているのですけど、この中の事業概要として、子どもたちが地域で安心して遊んだり活動したりできるように、また、子どもや子育てにおいて、見守り支援する地域づくりを推進するため、住民組織の活動を支援します。今でいう、住民自治協議会でしょうか。

これプラス、率先して子育て支援活動をしているサークルとか団体があるのです。地域にもそれこそ主任児童委員・民生委員などがいらっしゃいます。ただ、仕事っていうか、課せられたものが多く、そこにいろんな研修会とか会議とかが多くて、実際に地域課題をどこで共有し合うか。私たちもそれぞれに子育て支援活動をしていますけど、話し合う場がないのです。なので、みんなで話し合っ、今、どういうところで子どもたちが困っているのか、支援している人たちが、思うように支援できていない現実をもう一回、洗い直す場があったら嬉しいと思うのです。

それを地域に投げ掛けたり、行政に言って協働するっというか、みんなの力を借りたりして、情報と課題を共有し合う。何が今、問題か。もう9月、学校が始まります。いじめ問題とかがまた、今、テレビでもいわれています。やっぱり、子どもを守るのは子どもと思うのです。そうなったとしたらやっぱり、育ち合う社会にしないとイケない。大人が考える価値観と子どもが考えている価値観は違うと思うのです。もっと子どもの気持ちになるというか、私たちも子どもの時代があったのですけど、大人になったら変わってしまい、子どもの気持ちもわからなくなるので、もっと寄り添って。支援者とか地域が、話し合う場を持っていただけたらありがたいと思う。実際、住民、地域の活動を支援しますって、何か具体的などころはあるのでしょうか。

(委員)

私から。今の方の質問。行政側じゃないですけど、地域の代表として私、こちらへ参加させていただいています。

私に関係します地域は、上野西部地域、旧上野市のちょうど中心市街地です。そこでもやはり、人権問題は、ここへ参加させていただいている関係上、どうしても気になります。私とこの中学校校区にあります崇広中学校の中にも人権の地域住民が集まる会もあります。そこへはやっぱり、参加もしていただき、また、発表会にも出ていただいています。

だから、一概に「地域で」と、こうおっしゃりますけど、その場のリーダーになっていただけの方がもうちょっと理解していただけるように取組むことと思います。私も、自治協の構成組織に該当する自治会についても、それは徹底してやかましく言っているのです。やはり、地域住民がその気にならないと、この問題はお題目になってしまいますので、一生懸命になって取組ませていただいている。地域住民の方が平易な言葉で討論していただくことにおいて、だいたい住民の方が理解していただいていると自負しています。

だから、今おっしゃられるように、やっぱりその中で、あなたも、地域の中でひとつ頑張っただけであれば、前を向いて進めるのではないかと思います。せっかくここへ出て来ていただいて、地域代表、あるいは校区の代表の方々がおられるかと思いますが、その中で頑張っただけであれば問題が前向きに進んでいくかと考えています。同時に、その時に相談して、行政も後ろで支えていただければ、できるのではないかと考えており、今日の結論的な形で、地域代表として一言を申しました。

(事務局)



ありがとうございます。自治協議会も、地域の中で子育てについて一生懸命していただいているということです。また、行政として、団体と他の団体の皆様とつなげる役が行政と思っていますので、そういう設定等々も検討しながら、情報を共有していきたいと思いますので、計画にプラスします。

(谷川会長)

ありがとうございます。また、住民組織の活動支援の具体策のメニューは調べていただいて、委員に情報提供をお願いしておきたいと思います。それでは、この点についてはここまでとさせていただきますがよろしいでしょうか。

それでは、次に、事項書の議事(3)その他の項について。まず、今後のスケジュールについてと、実は、前々回第4回の審議会をお願いしてありました、インターネット上での子どもの人権侵害・いじめ問題について、教育委員会の方針について資料提供をいただいております。併せて、事務局よりそれぞれご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

失礼します。まず、計画策定のスケジュールから説明させていただこうと思います。本日お配りの資料の中に、第3次伊賀市人権施策総合計画策定スケジュールとみだしのある表があるかと思いますが、ご確認ください。

人権政策審議会というところを見ていただきますと、今日、中間案答申となっています。諮問当初は、なかったのですが、急遽、審議会を開催させていただきました。10月6日ですが、これは以前審議会の開催予定があったのですが、開催いたしませんのでよろしく願いいたします。審議会は、最終11月9日木曜日2時からこの会議室で開催させていただきます。この時には、中間案が最終答申案となり、ここに、資料編という形で、人権問題に関するデータ資料が付いた形で、冊子となっています。あるいは、パブリックコメントでいただいた意見、本日審議会委員の皆様からいただいた意見をどのように計画に反映していったのかという部分をご確認いただいてご審議いただく、最後の会議になってきますのでよろしく願いいたします。

その他、それと並行しまして、実は、9月4日から定例の議会が始まります。この初日の日に、議会の全員協議会で、こちらの第3次人権施策総合計画を中間案について報告をさせていただきます。その後、パブリックコメントとして、9月15日から10月16日の1ヶ月間で市民の方のご意見を頂戴し、それにまた回答して、次の審議会に報告させていただこうと思いますのでよろしく願いいたします。その最終案審議の後、12月議会初日になると思うのですが、議会全員協議会で、第3次計画を報告させていただきます。また、冊子だけではなく、啓発も含めた概要版、こういった物を作成して、人権施策の周知を市民の皆様徹底して、差別のない伊賀市の構築に向けて取組んでまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

スケジュールは以上です。

(学校教育課)

失礼します。学校教育課です。よろしくお願いいたします。「伊賀市における子どものインターネットによるトラブルについて」という資料と、「伊賀市いじめ防止基本方針」が本日記布の資料として、お手元にあるかと思えます。

先般6月に、審議会の席上、お問い合わせいただきました。結論から言いますと、昨年度ですけれども、伊賀市の中のいじめ報告は、小学校で101件あり、中学校は48件でした。そのうち、パソコンや携帯電話等で誹謗・中傷や嫌なことをされる事案。そういうことがあったら、ジャンルの中で報告があるのですけれども、小学校で1件ありました。個々に中学校で3件と書かせていただいておりますけれども、もう一度、詳しく概要を読んでいきましたら、いじめのいろんな種類の中、中学校3件が落書き、マジックで上靴に落書きっていうことでした。つまり中学校3件と書いてしまったのですけれども、小学校で1件あったのが正確な報告です。

内容は、同学年の女子一人が、LINEの中で特定の児童を誹謗・中傷する書き込みをし、それに3人の女子児童が同調した。その後、関係児童より関係児童の保護者に連絡し、事実関係を確認の上、個別指導を行い、現在は再発していない、解決に至っているところでは書かせてもらいました。

ただ、LINEによるトラブルは、潜在化していると思います。大きくなってきて、教育委員会事務局に報告が入る部分もあると思うのですけれども、学校側がそういうのを捉えられていない部分あると思います。当然、大人が買い与えた携帯電話でもあり、伊賀市の子どもは、この前の生活実態調査を見て、全国と比較しても、携帯電話を持っている率が高いし、大人、家の人とルールを決めて使っているのかっていうと、そうではない。ルールは特に決まっていないう回答も多かったです。大人の側の学習も必要と考えまして、本年度も8月21日、伊賀市青少年ネットワークづくり研修会におきまして、LINE株式会社の方から講師をお招きし、そういった内容の研修会を行いました。教師、保護者、地域の方、警察の方も来ていただき、100人以上の参加があったと思うのですけれども、開催させていただきました。

もう一つ、伊賀市いじめ防止基本方針です。この、インターネットによるトラブル、いじめもそうですし、他の、先ほど報告させていただきました、いじめもそうです。

国においては、2013年にいじめ防止対策推進法が施行されました。そして、現在3年が経過したので、この推進法が作られ、県・市・各学校においてもそれぞれ基本方針を策定し、組織を置き、取り組んでいるのですけれども、いまだにニュース等でご存知のように、自死する子どもたちがいるなど痛ましいいじめによる事象は止まっていません。そして、3年を経過し、この3月に基本理念の方針が改訂されました。さらに、改訂によって、いじめ対策の達成目標を学校として設定し、起こってからではなく、いじめ防止ということで、年間を通してどのような各学校は取り組みをするのか。伊賀市では、級友調査、楽しい学校づくり調査と言っているのですけれども、いじめがないか、楽しい友達がいるとかかそういった調査。それから、最低年2回は、アンケートによるいじめがないかという調査もしています。当然、日々の先生方による教育相談もやっているのですけれど、そういった年間を通した学校の取り組みを年間計画に定めて、学校評価として、どれぐらい目標が達成できたかも、きちっとやりなさいということも、3年を経過して、今回新たに付け加えられました。

新しく小学校が来年度から教科書を使った道徳教育についても始まるのですけれども、当然、そういった「いじめはあかん」ということもたくさん教科書には載っているのですけれども、やはり、友達との人間関係の中でいじめや不登校が起っています。仲間づくり、学級づくり、当然、人権教育、それから、共に活動する教育活動全体を通して、子どもたち自身が見つけて、そして、自分らで解決できない部分は、教師や大人に言うことも当然ですけれども、子どもたち自ら実行できる取組みを一層推進することが課題であるし、求められていると、教育の専門家や市民の方からもご意見いただき、思いをしっかりと進めていかなければならないと思っていますところですよ。

また、先ほど言いましたけれども、伊賀市いじめ防止基本方針を見ていただきますと、最後の12ページです。組織図を鑑みた組織関係図です。これを前でたくさん文章書いてあるのですけれども。学校は、学校いじめ対策防止対策委員会で、必ず担任も一人で抱えない、教師集団みんなでこの問題を解決する、事態を遅らせないということで、組織で動くことになっています。当然、当教育委員会にも報告があります。そして、教育委員会も伊賀市いじめ問題対策連絡協議会で、法務局の方、児童相談所の方、警察の方等々専門の方にも入っていただいて、情報共有させていただいています。さらに重篤な事案が発生した場合、重篤な場合は、長期間いじめによって学校を休む、精神的なダメージが強くて自殺を考えるとといった重篤な重大な事態が発生した場合は、伊賀市いじめ問題専門委員会を弁護士などに集まらせていただいて、委員会を立ち上げます。さらに、自殺等々が起こった場合は、教育委員会からさらに離れ、市長部局の伊賀市いじめ問題調査委員会が人権生活環境部所属で発足する。こういったことが11ページ以前の文章に書かせてもらってあります。

今も言わせていただきましたように、いじめは、子どもから、自分が今受けている事が、いじめと言え、いじめという報告で数が増える・減るとかではなくて、いじめと気づいたことをすべて報告となっています。いじめがあった時に、それがどう解決していったかということで、結果的に、いじめは差別事象と一緒に、隠すのではなく、それを報告して、どう取組んだかをきちっと総括していくという面が、ここに書かせていただいているということで、現在、取組んでいます。

直接のインターネットトラブルのことだけではなかったのですけれども、伊賀市におけるいじめ問題の取組みということで、少しご報告させていただきました。

以上です。

(谷川会長)

ありがとうございます。総務省の調査によりますと、インターネットの普及率は人口の割合で言うと、80%を超えているというデータが出ています。すなわち、国民の8割がインターネットにスマートフォン、タブレット、パソコンでアクセスしている状態にあるということです。年齢が下がると、この割合は恐らくもっと高くなるのではないかとされるわけです。インターネットがあることによって、情報の受信・発信が簡単にできるようになったのです。今までテレビ、ラジオ、新聞を通じないと、なかなか情報は人へ人へと伝わっていくのは難しかったわけです。それがもう、今、簡単に、子どもたちでも、自分の意見や考えを表明することが

でき、また、それを拡げていく、拡散させることがボタン一つで、できるようになってしまったのです。

その分、内容がどんどんエスカレートしているわけです。誰がテレビに出るとか、ラジオに出るとか、新聞に書くことは、誰が情報発信しているのかが、分かるわけですが、インターネットの場合、誰が情報発信しているのか分からない。匿名性が強いのです。そうなってくると、今まではトイレに落書きしていた、友達の足を小突いたことが、インターネット世界の中ではかなりエスカレートして、差別の中身、いじめの中身がもう、ひどい状態になっているわけです。そうなってくると、差別がエスカレートすると、被害もエスカレートする。ですから、一昔前のいじめとは質的に変わってきていて、いじめによって与えるダメージも大きければ、受ける被害も、一昔前とは比べようにならないくらいエスカレートしている状況にあるので、起きているいじめに対応するのはもちろんですけども、いじめの発見にどう私たちは力を入れるのか。

ただ、難しいです。インターネット上のいじめを発見するのは、被害が出てこないとなかなか見えてこないわけです。そこにはプライバシー、個人情報という壁がありますから、勝手に子どものスマートホンを取り上げて、誰と、どんなやり取りをしているのかを、家族であっても確認することについては、人権上、問題があると思うのです。そうすると、やっぱり本人・当事者がどう声を上げてくるか。

しかし、このへん（いじめを受けている本人・当事者の状況）を見ていますと、教育委員会や学校に、なかなか子どもたち自身が声を寄せにくいところがある。ぜひ、一体、どんなことが今後、相談しやすい場所となるのか。文部科学省がマニュアルを出していたりしていますけども、今後、こういったいじめの新しい形態（ネット上のいじめ等）、いじめ防止法ができていますけども、いじめの形態そのものが、私たちの想像を絶する状態になっていることをしっかりと踏まえて、せつかく委員の皆さんから、こういった問題提起がなされたわけですけども、もう少し時間があるので、この計画にどんな形で書き込めるか、書き込めないかを少し教育委員会の皆さんとも人権の事務局が連携しながら模索をお願いしたいと考えます。少し残された時間がありますので11月9日まで頑張りたいと思います。

スケジュールと教育委員会事務局からの報告につきまして、何かご質問、ご意見ありましたら。よろしいでしょうか。

それでは、最後まで熱心な討議をありがとうございました。本日、皆さんから出されましたご意見を踏まえまして、最終計画をパブリックコメント、議員からのご意見を踏まえ、ブラッシュアップしていきたいと思えます。

最後に事項2のその他についてですが、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

（事務局）

すいません。時間も押して申し訳ありませんが、1点だけ事務連絡させていただきます。

今年度初めに説明させていただきましたが報酬費について、別に交通費としてここまでの距

離（審議会参加に係る交通費）を計算させてもらって旅費という形でお支払をさせていただく件です。一応、予定では11月の審議会が最後となりますので、次の審議会の開催案内と同時に、請求書と、ここまでの計算させてもらった分の書類を送らせていただきます。一度、郵送で届きましたら中身を確認していただいて、当日、審議会に持って来ていただきたいと思えます。

よろしくお願ひします。

（谷川会長）

そういうことでございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、これもちまして、会議を終了させていただきます。委員の皆様には、お忙しい中ありがとうございました。次回、11月9日でございます、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

（会議終了）